

第1章

取手市こども計画の考え方

1. 計画策定の趣旨、目的

本市では、令和6年度より新たな総合計画の基本計画である「**とりで未来創造プラン2024**」がスタートしています。「とりで未来創造プラン2024」では、基本構想に定める将来都市像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けた6つの政策(目指すまちの未来)のひとつに「未来をつくる世代を育むまちづくり」を掲げ、子育て支援や教育に特に力を入れたまちづくりに取り組んでいます。

しかしながら、本市の子どもを取り巻く現状をみると、出生数は平成17年の合併以降、ピーク時の約800人から近年では約500人まで減少しており、合計特殊出生率も1.25と低い水準(県平均を下回り県内30番目)となるなど、急速に少子化が進行しています。こうした少子化は、20代前半の若年層の転出超過の傾向や不安定な経済状況、結婚や子育てに対する価値観の変化など、複雑な要因が絡み合っただけで進んできています。さらに、児童虐待や貧困など、子どもを取り巻く社会問題も深刻化しており、こうした困難かつ大きな社会課題を解決していくためには、全庁横断的に子どもや若者を中心とした施策を展開していく必要があります。

一方、国では、令和5年4月に「子ども基本法」が施行されるとともに、新たに子ども家庭庁が設置されました。また、令和5年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ねる「子ども大綱」が策定され、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。子ども大綱においては、子ども・若者・子育てに関する取組・政策を社会の真ん中に据え、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことで「**子どもみんなか社会**」=「**全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会**」の実現を目指としています。

こうした状況を踏まえ、本市では、子ども・若者の健全な成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広い子どもに関する施策・事業をとりまとめた「取手市子ども計画」を新たに策定しました。本計画の推進により、子ども施策の総合的な展開を図り、全ての子ども・若者が安心して暮らせるまちの実現を目指します。



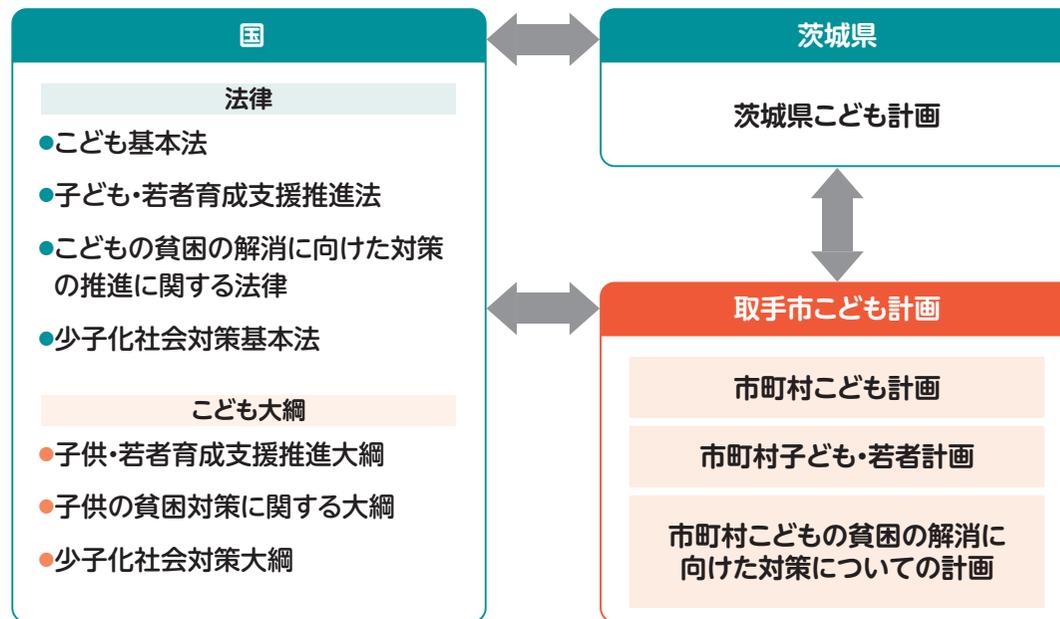


2.計画の位置づけ、他の計画との関連性

(1)計画の位置づけ

- 令和5年4月に施行された「こども基本法」の第10条第2項では、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努めることとされています。
- こども大綱においても国はこども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援することや、国と地方が情報共有・意見交換をする場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進していくことが掲げられています。
- 本市においては、少子化や若年層の人口流出等が喫緊の課題であり、「こどもまんなか社会」を実現することで、これらの課題を解決していくため、こども大綱や県のこども計画を勘案した「取手市こども計画」を策定しました。

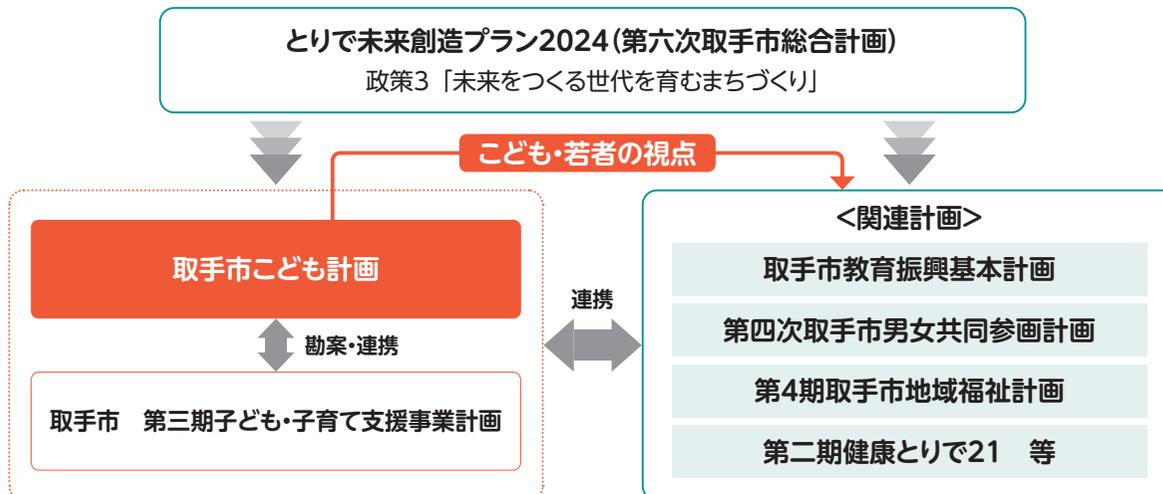
【計画の位置づけ】



(2)他の計画との関連性

- 「取手市子ども計画」は、本市の最上位計画である総合計画の基本計画「とりで未来創造プラン2024」において6つの政策のひとつである「未来をつくる世代を育むまちづくり」に紐付く個別計画として位置づけられます。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして作成した「取手市 第三期子ども・子育て支援事業計画」を勘案した計画策定を行い、次期計画期間において、一体的な策定とすることを検討します。
- 教育基本法第17条第2項に基づき策定される「取手市教育振興基本計画」とも連携を図り、教育や福祉、保健など様々な主体が持つリソースを効率的に活用し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供します。
- その他の分野においても各種施策や事業を企画立案・実施するにあたって、子どもや若者の視点を加え、本市の子ども施策が全庁横断的に実施されるよう、その指針となる計画とします。

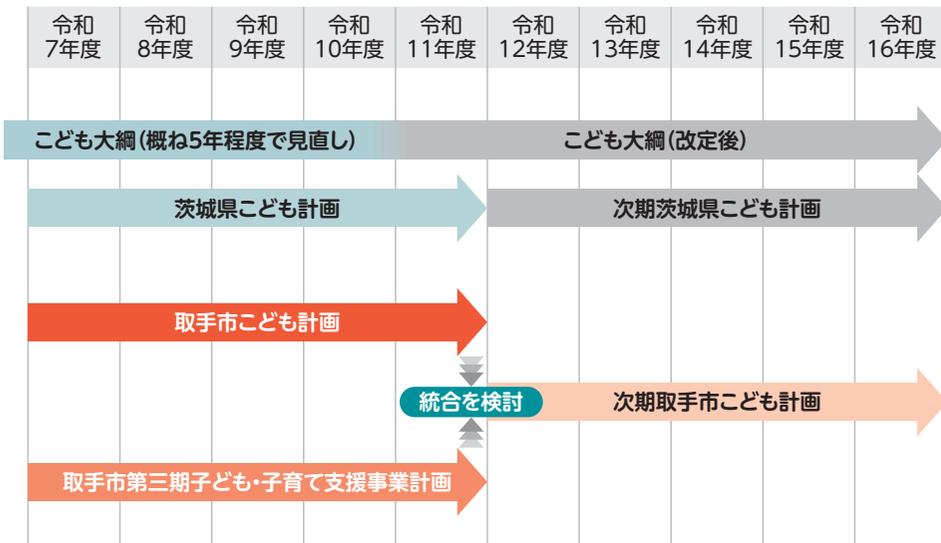
【他の計画との関連性】



3.計画の期間

- こども大綱は、幅広いこども施策を総合的に推進するために、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるとされています。また国のこども大綱を勘案して策定された茨城県こども計画についても計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とされています。
- 次期計画期間からの一体的な策定を検討している「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間も令和7年度から11年度までの5年間となっています。
- これらの状況に鑑みて、本計画の計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。これにより、国や県の方針に沿った取り組みを進めるとともに、こどもたちの成長や変化に合わせた弾力的な計画の運用を進めます。

【計画の期間】



4.計画の対象

- こども基本法第2条では、「こども」とは心身の発達の過程にある者とされています。またこども大綱では、「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」を「こども」としています。
- 「若者」については法令上の定義はありませんが、こども大綱に含まれる「子供・若者育成支援推進大綱」において、若者は「思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)、青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで)の者、施策によってはポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とする」とされています。
- 以上のことから、本計画はこどもや若者、妊娠期の方や子育て世帯を対象とし、おおむね39歳までを「こども・若者」と定義します。



5.進捗管理と評価

計画を推進し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を実現するためには、経済状況や国県の動向などの社会情勢の変化や、子ども・若者等の価値観や考え方の変化に敏感に気づき、柔軟に取り組むことが求められます。PDCAサイクルに基づき、実施する取組が子どもや若者にとって求められているものか、必要なものかを常に検証するとともに、当事者の意見に耳を傾け、その目線での施策の展開を進めていきます。

(1)計画の検証について

本計画は、庁内における子ども施策の推進に関する検討組織「取手市子ども施策推進委員会」や、子どもや子育て施策について審議する機関である「取手市児童福祉審議会」に指標の進捗状況や取組の実施状況を報告し、適宜個別の子ども関連事業の見直しを図ることとします。

(2)施策評価について

次期計画の策定に向けて、総合的な振り返りと評価を実施します。これにより、新たに生じた課題等を整理し、子どもや若者のニーズを的確に捉え、実効性のある施策の展開に繋げていきます。なお、施策評価は次期計画策定を進める令和11年度の前年となる令和10年度に実施することとします。

【進捗管理と評価】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
取手市子ども計画					次期取手市子ども計画				
	進捗管理 前年の振り返り	進捗管理 前年の振り返り	施策評価 総合的な振り返り・評価	次期計画策定					



6. 「こどもまんなか社会」実現のための体制

(1) こども部の創設

これまで、こどもに関する政策は教育委員会をはじめ、福祉部や健康増進部など、様々な部署がその専門領域で必要な施策を展開してきました。こうしたこどもや若者に対する支援は、必ずしもライフステージごとに区切れるものではなく、こどもを取り巻く状況変化が激しい現代において、より一層切れ目ない支援が求められているところです。そのため市は令和7年度より新たにこども部を創設し、こうした個別のこども関連事業に司令塔として統一的な横串を刺し、全庁的にこどもや若者の視点、考え方を取り入れた事業の推進を目指すこととしました。

(3) こどもまんなか応援サポーターの普及啓発

国は、こどもたちのために何がもっともよいことを考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するために自らも何らかのアクションに取り組む個人、企業、団体、自治体等を「こどもまんなか応援サポーター」として、その輪を広げる活動を行っています。本市は令和6年5月5日に、この「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、市の未来をつくるこどもや若者がウェルビーイング**な生活が送れるまちづくりを進めることを表明しました。また「こどもまんなか社会」を実現させるためには、企業や地域、学校など様々な主体とビジョンを共有し、協働しながら進めていく必要があります。こどもまんなか応援サポーターとなってくれる仲間を増やすための普及啓発活動を続けるとともに、既にあるチャンネルを維持・発展させていきます。

*ウェルビーイング… Well-being、身体的・精神的・社会的に良い状態にあること

(2) こども施策推進委員会と児童福祉審議会

こども計画の策定やその施策の推進を図るため、本市は庁内検討組織として「こども施策推進委員会」を設置しています。あわせて、特定の施策及び専門事項の調査、研究及び検討を行うため、必要に応じてワーキングチームを設置することとしています。加えて、様々な立場からの目線で計画の進捗を測り、実効性のあるこども施策の推進を進めるため、「児童福祉審議会」への報告や審議を経て、常にアップデートしながら、本市のこども関連施策の実効性や有用性を高めていきます。

